

# 經濟論叢

第七十三卷 第六號

---

- カレツキにおける獨占度概念の發展……嶋 津 亮 二 (1)
- 日本における金本位制の成立……眞 藤 素 一 (23)
- 資本理論の二つの型……前 田 敬四郎 (43)
- 會計検査院編 昭和28年 會計検査院年報…島 恭 彦 (56)
- エルスナー 「經濟恐慌」 (紹介) ……吉 信 爾 (60)
- 

[昭和二十九年六月]

京都大學經濟學會

## 會計検査院編 昭和二十八年會計検査院年報

島 恭 彦

會計検査院の昭和二十七年度決算検査報告で指摘された「不當經理」の件数が、明治二十二年會計検査院の設置以來の最高記録と新聞紙上で報導されて（日經二月八日）、びつくりしたのは私だけではないまい。國の財政については民間の經濟と違つて予算編成に重點がおかれていて、その予算が實際どのようなに使用されたのか、どのような効果をあげるのか、殆んど注意がむけられないままに、私達の汗水たらして拂つた税金がとんでもない仕方でも浪費されているというよりはよく云われている。もちろん予算の使い方に對してたえず監視している機關がないではなく、それが會計検査院なのであるが、検査院の検査は予算執行の翌年度に行われ、しかも決算の検査報告は翌年度の末に行うために、その時はすでに翌々年度の予算編成がやかましく國

會の内外で論議されていて前年度の決算の問題點などほとんど注意をひかないのが常である。ところが今年はそのほかでも論議の焦點となつて、政治問題化している時に、會計検査院の報告が出たのである。正にクリーン・ヒットと云えよう。これは二七年度の決算に關するものとはいえ、誰しも現在の汚職事件との關連をおもわぬものはないだろう。いまの汚職がいわば日本の政治經濟體制の中に内攻している毒素がワミのふき出るように止めどなく、ふき出ているものだとすれば、それは昨日や今日にはじまつたことではない。昭和二十七年度の財政資金の使い方とも關連のあることだし昭和二十七年度には二六年度よりも更に不當經理の件数も金額もふえたという事實とも關連のあることだと考えられるのである。私達はこのような觀點から、最近會計検査院が年報を發行し、「會計検査院はどんな仕

事をしたか」を國民に訴えようとしている事實に關心をもたざるを得ないのである。

## 二

二七年度決算検査報告で指摘された不當經理の件数は、一、八一三件（前年度より六一五件増）で、その中補助金に關するものが一、一六六件、ついで租税に關するもの三九九件、物件に關するもの、職員の不正行為に關するもの等々の順になつてゐる。これらの不當經理で直接間接國に損害を與えた金額は、百二億九千余萬圓（前年度より七二億圓増）で、その中予算の非効率的使用によるもの五五億圓、補助金關係一〇億圓等々となつてゐる。

年報は「不當經理」なるものを、租税、收納未済、予算の效率的使用、補助金、契約の締結、物品の管理、予算經理、職員の不正行為の八つの觀點から分類して、それぞれ實例をあげて説明している。

第一に租税に關するものは、大部分とりすぎ又はとり不足であつて、滞納が累増する事實や過誤納税金の拂もどしがおくれている事實が指摘されている。第二には收納未済にかんするものの中で、やはり租税収入の未收額が一番大きく徴收決定済額の五・八%に當る。ついで公共事業工事費等の地方公共團體に課せられた分擔金の未收額である。さらに一般會計や特別會計

の管理の施設を部外の業者などに使用させながら使用料を徴收していないものなどは、汚職事件にまで發展する可能性をもつものだから注意する必要がある。

第三の予算の效率的使用をあやまつたものは、金額の上では一番大きく、それがまた工事、物件、役務に分類されている、これは結局官廳予算が前後數年を見通して最小の費用で最大の効果をあげるように使われないからで、官僚主義の最も悪い面がここに暴露されている。例えば廳舎の建築を繼續施行の計畫で進めたが、基礎工事を必要以上に行つたために、後の工事は予算の關係で進まなかつた事實や、輸入食糧の包装を大量に購入したが、使用されないうちに倉庫にねかし、保管料を多額にとられてゐる事實や、接解除になつた設備をすみやかに撤去しなかつたために、その設備の所有者に彼の要求する補償金額に數倍する管理費を拂わなければならなくなつた事實等々、私達がいかにあきれるような事例が指摘されている。

第四の補助金の不當經理は、農林省と建設省に集中しているが、その類型を云えば、架空の工事を申請して補助金を分取つてゐるもの、國庫補助の對象とならないような工事をしているもの、二重の申請をして金をうかせ、それを査定外の工事にまわしてゐるもの、工事の施行が粗漏であつたり、出來高が不足していたり、設計が過大であつたりするものや、またこれらの工事について事業の主體が正當な自己負擔をしていないもの等

である。補助事業について特に注意しなければならないことは、事業補助の目的通り完成されたのかどうかさえも確認されないようないかげんな工事が全國にバラまかれていることになつて、國民は何時まで災害等の悩みを解消することが出来ない點であらう。

契約の締結に關するものとは、工事の施行や物品の購入等の契約方法の検討が不足しているために、高價購入や低價賣却の損害をうけることである。これについて食糧廳がビルマから購入したいわける「黄變米」の事件があげられている。物品の管理に關するものは、物品の管理事務がとかく粗漏にながれて、物品の紛失やき損がおこっていることであり、職員の不正行爲とは、汚職事件に發展しない範圍内で、會計事務職員が不正行爲をした事實、これは特に現金を握っている官廳、例えば郵政省、稅務省、法務省、日本專賣公社に多い。

最後に予算經理に關するものは、會計職員が財政法規によらないで、契約をしたり、金を收めたり、支拂つたりしていることである。著しい例は架空人夫賃や旅費などから資金をねん出して、他に流用する事實だがこれはしばしば國の予算の官僚性の罪に歸せられるけれども、輕視すれば汚職事件にまで發展する可能性を充分にもつている。例えば、海上保安部に架空の旅費や修繕費から金をねん出し、これを民間からの寄付金とあわせ宿舍をたてこれを財團法人海上保安協會の名義にして、その

利用者や居住者から宿舍料をとつて予算外に別途經理をしてい  
たという事件などは、かなり重大な意味をもつている。

### 三

以上きわめて要約して紹介しただけでも「年報」の資料價值がわかるだろう。ただ一言したいことは、不當經理の件數金額、その種類、その増減は、検査院の検査活動と、その方向によつて動搖するということである。検査院が二八年中に検査した國や政府關係機關の計算書は十三萬五千余冊、また證據書類は四千七百九萬六千餘枚と云われる。これだけの龐大な書類から「不當經理」をかき出すこと自體が大變な仕事であるが、これをさらに實地に検査する實地検査の回數も限られている。經理については、問題の一二、三六五箇所の中、實地検査をしたのはその二〇%。工事現場については、十萬九千箇所の中その八・五%という有様である。實地検査のこの制約は、會計検査院の検査活動そのものが予算などによつて限界つけられているからである。

併し私達は、この限界の中でも、會計検査院は不當經理の實情をもつと廣く國民に知らせる義務があるといいたい。憲法に規定されている財政公開の原則は、予算公開だけを意味するよ  
うに考えられがちだが、むしろ決算こそ重要である。會計検査院も「年報」といわれるからには、もつと不當經理の事例を豐

富にとり入れてほしい。

最後に財政學の立場から一言すれば、この學問が發展しない大きな理由は、財政の現實が官僚機構におおわれて、明確につかめないとある。だから財政學は學問以前の倫理主義や御都合主義に逃げこむことが多かつたのだ。會計検査院の決算検査報告などもつと廣く利用されていたならば、財政學の研究者はそれを通じて國の財政分析を進めることが出来たであらう。

### 執筆者紹介

嶋津亮二 京都大學助教授

眞藤素一 京都大學大學院特別研究生

前田敬四郎 福井大學助手

島恭彦 京都大學教授

吉信肅 京都大學大學院特別研究生